

令和6年度よりアスベスト含有建材調査資格者を追加！



世田谷区

建設業の人材育成 を支援します!!

事業者支援

◆国家資格・公的資格の受験手数料の補助◆

従業員が建設に関連した国家資格又は公的資格を取得した場合に、受験手数料の一部を補助します。

国家資格: 限度額2万円 / 一事業者
(1万円 / 一従業員)

公的資格: 限度額5万円 / 一事業者
(2.5万円 / 一従業員)

年1回

施工管理
技士等

アスベスト
調査資格

団体支援

◆研修会・講習会等に係る経費の補助◆

研修会や講習会を開催する場合に、講師謝礼や会場使用料、教材費等の経費の一部を補助します。

講師謝礼

会場費等

限度額10万円 / 回

年2回

詳細は裏面をご覧ください

世田谷区建設業人材育成支援事業補助金

区内で建設業を営む中小企業の事業承継、後継者育成、技術力の向上を支援します！

補助対象者	団体（※1）	事業者（※2）
補助対象事業	事業承継、後継者育成、技術の習得を目的とした研修会、講習会等	1) 従業員の建設に関連した国家資格の取得 2) 従業員の建設に関連した公的資格の取得
補助対象経費	講師謝礼、会場使用料、教材費等 *消費税を除く	受験手数料又は資格取得費用（※3） *消費税を除く
補助率	補助対象経費の2/3以内	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	10万円/回（年2回まで/一団体）	1) の場合 2万円/一事業者（1万円/一従業員） 2) の場合 5万円/一事業者（2.5万円/一従業員） ※1）、2）合わせて申請は年1回まで
事務の流れ	①事業実施（研修会・講習会等の実施） ②補助金交付申請書兼請求書提出 ③補助金交付決定通知書交付及び補助金交付	①事業実施（国家・公的資格の受験） ②補助金交付申請書兼請求書提出（合格後） ③補助金交付決定通知書交付及び補助金交付
申請受付	令和7年3月28日（金）まで ※申請受付順（予算がなくなり次第受付を終了します）	
備考	<p>（※1）次の団体又は事業者（※2）5社以上を含む区内の団体で会則等を定めて定期的に会合を行う者。 世田谷区建設団体防災協議会、世田谷建設協会、世田谷電設工業会、世田谷睦水会、玉川建築組合、東京都建設組合世田谷支部、首都圏建設産業ユニオン世田谷支部、東京土建一般労働組合世田谷支部、世田谷区住宅相談連絡協議会、世田谷住相協建設協同組合、東京世田谷電設工業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷支部、世田谷都市開発建設協会、世田谷建設協同組合、（一社）東京都中小建設業協会世田谷支部、（公社）東京中小建築業協会世田谷支部、世田谷建築組合、（一社）東京都建築士事務所協会世田谷支部、東京都左官職組合連合会世田谷支部、東京都瓦工事職能組合世田谷支部、東京都塗装工業協同組合世田谷支部、世田谷測量設計業協議会、世田谷管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合世田谷西支部、（一社）世田谷造園協力会</p> <p>（※2）以下の全てを満たしている者。 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であること。 ・日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）に掲げる「D建設業」であること。 ・区内に事業所があること。 ・区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。 ・法人事業税及び法人住民税を滞納していないこと。</p> <p>（※3）当該年度に以下試験を受験し合格した場合に限る。 1) 建設に関連した下記の国家資格 建築士（1級・2級・木造）、設備設計1級建築士、構造設計1級建築士、技能士（1級・2級）（*対象職種は、試験実施主体が定める「建設関係」に限る。）、施工管理技士（1級・2級）（*対象職種は、土木、管工事、造園、建築、電気工事、建設機械（施工技士）に限る。）、電気工事士（第1種・第2種）、電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）、電気通信主任技術者（伝送交換・線路）、電気通信工事担任者、給水装置工事主任技術者、消防設備士（甲種・乙種） 2) 建設に関連した下記の公的資格 アスベスト含有建材調査資格者（特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者）</p>	
問い合わせ先（受付窓口）	<p>世田谷区 経済産業部 工業・ものづくり・雇用促進課 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F TEL：03-3411-6662（直通） FAX：03-3411-6635</p>	

世田谷区建設業人材育成支援事業

検索

